

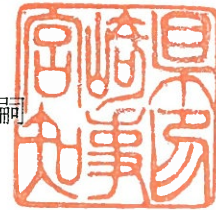
許可番号 第 0450010001 号

汚染土壌処理業許可証

宮崎県都城市高城町四家 8 3 1 番地 5
株式会社イー・アール・シー高城
代表取締役 藤崎 泰士

土壌汚染対策法第 23 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

宮崎県知事 河野 俊嗣



許可の年月日	令和 5 年 5 月 2 日	
許可の有効期限	令和 9 年 2 月 5 日	
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	株式会社イー・アール・シー高城 ERCエコセンター	
汚染土壌処理施設の設置の場所	宮崎県都城市高城町四家字大開 7 7 6 番 5 外 5 4 筆	
汚染土壌処理施設の種類	埋立処理施設	
汚染土壌処理施設の処理能力	埋立処理施設 埋立面積 55,720 m ² 埋立容量 1,020,000 m ³	
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	埋立処理施設	
	受け入れられる特定有害物質	第一種、第二種及び第三種特定有害物質 (詳細は裏面のとおりに)
	受け入れられる特定有害物質の汚染状態	第二溶出量基準以下とする。
変更の内容	汚染土壌処理施設(埋立処理施設)の処理能力増加 (埋立容量 927,448 m ³ から 1,020,000 m ³ への増加)	

複製厳禁

(裏面)

汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

第一種特定有害物質（第二溶出量基準以下）

四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン（別名 塩化ビニリデン）、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン（別名 D-D）、ジクロロメタン（別名 塩化メチレン）、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、クロロエチレン（別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）

第二種特定有害物質（第二溶出量基準以下）

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

複製厳禁

第三種特定有害物質（第二溶出量基準以下）

2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ）-1,3,5-トリアジン（別名 シマジン又はCAT）、N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル（別名 チオベンカルブ又はベンチオカーブ）、テトラメチルチウラムジスルフィド（別名 チウラム又はチラム）、ポリ塩化ビフェニル（別名 PCB）、有機りん化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名 パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名 メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名 メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名 EPN）に限る。）